

## 第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成25年2月21日(木) 午後2時00分

場 所 津市白山庁舎 2階 205会議室

出席部会委員	25	<small>いとう</small> 伊藤 武則 <small>たぐち</small> 29田口 慶則 <small>もりやま</small> 33守山 孝之 <small>なかがわ</small> 38中川 和雄 <small>なかに</small> 47中谷 秀也	<small>たけのり</small> 武則 <small>よしのり</small> 慶則 <small>たかゆき</small> 孝之 <small>かずお</small> 和雄 <small>ひでや</small> 秀也	26	<small>いなば</small> 稲葉 和久 <small>もろと</small> 30諸戸 善昭 <small>いけだ</small> 35池田 昌司 <small>ふじた</small> 39藤田 武	<small>かずひさ</small> 和久 <small>よしあき</small> 善昭 <small>まさし</small> 昌司 <small>たけし</small> 武	27	<small>おおい</small> 大井 一司 <small>うえかわ</small> 31上川 洋文 <small>いたに</small> 36井谷 功 <small>ゆうき</small> 40結城 晋三	28	<small>すずき</small> 鈴木 照正 <small>たなか</small> 32田中 竹次 <small>きしの</small> 37岸野 隆夫 <small>かたおか</small> 42片岡 眞郁	<small>てるまさ</small> 照正 <small>たけつぐ</small> 竹次 <small>たかお</small> 隆夫 <small>まさいく</small> 眞郁
--------	----	---	---	----	---	---	----	--	----	---	---

以上17名

欠席部会委員

出席部会員外委員 34 浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 26 稲葉 和久・36 井谷 功

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消について（農業委員会許可）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（農業委員会許可・所有権移転）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更承認申請について

（農業委員会承認・所有権移転）

議案第6号 買受適格証明願（競売）について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議長 それでは、第2回第2農地部会を開会させていただきます。  
議事録署名委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。  
26番 稲葉委員・36番 井谷委員、ご兩人よろしくお願いします。  
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いします。  
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。  
報告第1号から報告第2号につきまして、事務局から一括して報告願います。よろしくお願いします。

事務局 失礼します。  
議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
番号1、地区 竹原、借人\_\_\_\_\_、貸人\_\_\_\_\_、申請地 美杉町竹原前垣内\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積446㎡。  
これにつきましては、農用地利用権設定を、貸人、借人の双方の合意に基づき解約をいたしましたものでございます。  
以上、件数は1件で、446㎡、その内容は田でございます。  
2ページをお願いします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
番号1、地区 久居、届出者\_\_\_\_\_、届出地 久居小野辺町東山神番、台帳地目・現況地目とも畑、面積981㎡外2筆で、合計3,568㎡、取得年月日 平成24年10月22日、取得事由は、\_\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。  
番号2、地区 栗葉、届出者\_\_\_\_\_、届出地 久居一色町鴻野\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,279㎡外5筆で、合計2,859.3㎡、取得年月日 平成24年8月19日、取得事由は、\_\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。  
番号3、地区 大井、届出者\_\_\_\_\_、届出地 一志町大仰上山\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積714㎡外、3ページにかけまして9筆で、合計6,986㎡、取得年月日は平成24年9月21日、取得事由は、\_\_\_\_\_及び\_\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。  
番号4、地区 高岡、届出者\_\_\_\_\_、届出地 一志町高野大垣内\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積3,532㎡外、4ページにかけまして14筆で、合計11,256.44㎡、取得年月日は平成24年3月28日、取得事由は、\_\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。  
番号5、地区 川口、届出者\_\_\_\_\_、届出地 白山町川口宮ノ西\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積712㎡、取得年月日は平成24年12月30日、取得事由は、\_\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。  
以上、件数は5件で、25,381.74㎡、内容は、田14,638㎡、畑10,731.74㎡、外12㎡でございます。  
以上で報告案件の説明を終わります。

議 長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案事項に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、よろしく申し上げます。</p>
事 務 局	<p>失礼します。5ページをお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 八知、申請者_____、申請地 美杉町八知山ノ垣内____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積680㎡。</p> <p>これにつきましては、申請者は申請地において杉、広葉樹等を植林、育成しようとして農地転用申請を行い、平成24年12月17日付、津市農委指令第津_____号にて転用許可が下りましたが、その後、山林としての活用ができなかったことから、再び農地として取得したいとの願出があり、許可の取消を行おうとするものでございます。</p> <p>なお、当該案件につきましては、この後議案第2号におきまして、農地法第3条申請が出されており、ご協議いただく案件でもございます。</p> <p>案件は以上で、面積680㎡、地目は畑でございます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
藤田委員	<p>39番 藤田です。当地に行って確認しました。畑を山林にするということで4条申請が出されておりましたが、その土地の近くに住む方が、その土地を農地のまま、私に譲り受けてくれということで引き受けていただきまして、農業委員会としては農地が保全されたということで喜ばしいことでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいま地元委員より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議 長	<p>それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可の取消しをすることと決定したいと思います。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>6ページをお願いします。</p>

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人\_\_\_\_\_、面積9,664㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積9,664㎡、申請地 久居明神町風早\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡。

これにつきましては、譲渡人は譲渡人の長男で同一世帯に住む譲受人に対しまして、申請地を生前部分贈与しようとするものでございます。

番号2、地区 栗葉、譲受人\_\_\_\_\_、面積6,586㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積495㎡、申請地 稲葉町北出垣内\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積110㎡外1筆で、合計467㎡。

これにつきましては、遠隔地に住み耕作不便な譲渡人が、農業経営規模の拡大を図ろうとする譲受人に申請地を譲渡しをしようとするものでございます。

番号3、地区 大井、譲受人\_\_\_\_\_、面積5,331㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積9,427㎡、申請地 一志町井生笠月\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,032㎡。

これにつきましては、高齢による労働力不足により農業経営規模を縮小しようとする譲渡人が、農業経営規模を拡大しようとする譲受人に、譲渡しをしようとするものでございます。

番号4、地区 倭、譲受人\_\_\_\_\_、面積7,084㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積8,126.52㎡、申請地 白山町佐田小阪\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積280㎡。

これにつきましては、農業経営規模を縮小しようとする譲渡人が、農業経営規模を拡大しようとする譲受人の要望を受け、当該申請地を譲渡しをしようとするものでございます。

番号5、地区 八知、譲受人\_\_\_\_\_、面積5,729.08㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積2,332㎡、申請地 美杉町八知山ノ垣内\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積680㎡。

これにつきましては、議案第1号にてご審議され、ご承認いただいた案件でございますが、譲渡人は高齢による労働力不足で、営農を縮小しようとするため、営農を拡大しようとする譲受人へ、申請地を譲渡しをしようとするものでございます。

番号6、地区 太郎生、譲受人\_\_\_\_\_、面積11,805㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積11,963㎡、申請地 美杉町太郎生池ノ平\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,826㎡。

これにつきましても、高齢による労働力不足で営農を縮小しようとする譲渡人が、営農を拡大しようとする譲受人へ譲り渡しをしようとするものでございます。

以上、合計件数は6件で、5,296㎡、その内容は、田1,758㎡、畑3,538㎡でございます。

以上、議案第2号のいずれの案件につきましても、農業を真面目に行い、また、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。先ほど事務局の説明のとおりでございます。何らこれについても問題がないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。去る14日の日に事務局2名と委員6名によって現地確認を行いました。場所は稲葉町の中で、通常下稲葉という所です。県道上稲葉羽野線にありまして、\_\_\_\_\_があります。その斜め筋向かいというところです。詳細につきましては、事務局の説明とおりですので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。4日の日に委員3名と事務局とで現地確認をさせていただきました。周辺に荒廃地などがある中で、この若い\_\_\_\_\_が後継いでくれるということで、我々としては喜んで帰ってきました。その他は事務局の説明とおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。先日、浅井さん、池田さん、それから事務局の方と現地を見てきました。報告のとおりでございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

藤田委員 先ほど説明しました39番 藤田でございますが、先ほど申しましたとおり、その畑を茶畑として継続していただけるという土地の利用の仕方、大いによかったんじゃないかと、かように思ひ、問題はなひと思ひます。

議長 ありがとうございます。6番、お願いします。

中川委員 38番 中川でございます。2月16日の日に事務局の職員と現地を確認いたしました。場所としましては、俱留尊山の裾野にありまして池の平高原でございます。譲受人の住所は奈良市\_\_\_\_\_となっておりますが、今現在池ノ平で住んでおりますので、何ら問題はなひと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

議長 地元委員説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>7ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、申請者亡_____、相続人_____、申請地、久居北口町駒ヶ谷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積599㎡のうち 316.84㎡。</p> <p>これにつきましては、これまで遠隔地で居住をしてきた申請者が、定年退職に伴い、本家の農業を行うため、本家近くの申請地に一般個人住宅を建築しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 栗葉、申請者_____、申請地 稲葉町稲里_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積502㎡。</p> <p>これにつきましては、平成2年頃から、農地法手続きを行わずに申請地に一般個人住宅を建設、また平成11年に住宅に隣接して倉庫兼駐車場を建設してきてしまったものでございます。始末書の提出もありますことから、追認をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 大三、申請者_____、申請地 白山町三ヶ野殿垣内番、台帳地目・現況地目とも畑、面積861㎡の内600㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行うための太陽光発電施設用地として活用を図ろうとするものでございます。申請地は農地法上も第2種農地と判断される地域で、都市計画法上の線引きもなく、また、申請地の隣地所有者たちに対しても、土地造成や雨水処理等の当該計画に係る説明済みで、了承を得ているということでございます。</p> <p>以上、件数は3件で、1, 418.84㎡、その内容は畑でございます。</p> <p>いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。説明がございましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。</p>
大井委員	<p>27番 大井です。先日14日の日に現地確認に行っていました。場所の説明ですが、久居の北口町に_____がありますが、その北側に、_____がありますが、その_____をさらに500mぐらい北の地区になります。周囲は住宅地の中の畑で、その北側には_____があります。詳細については、事務局説明のとおりで、特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。2番、お願いします。</p>
鈴木委員	<p>28番 鈴木です。現地確認を行っていました。稲葉町の上稲葉という集落にありまして、その上稲葉の集落の中心的なところにある家でございます。</p>

す。詳細については事務局のとおりですので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。3番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。先日3人と事務局とで現地へ行ってきました。三ヶ野で太陽光発電ってどんなものかと思って、面積的にも600㎡ですけど、高齢者でもあるし、息子も何とか父親の仕事を助けたいことも考えての事を聞いてきました。3人で見せていただいて、何ら問題はないというふうに思いましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方、何かご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 8ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 八知、譲受人\_\_\_\_\_ 外1名、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知上廣口\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積446㎡。

これにつきましては、申請地には譲渡人が出生したときから既に実家が建設されてましたが、昭和39年ごろ、申請地に農地法手続きを行わず、一般個人住宅を増築し、併せて、物置、ミニドッグラン、駐車場を建築、整備したものでございます。始末書の提出もございましてことから追認をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で446㎡、その内容は、畑でございます。

当該案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

藤田委員 藤田です。2月13日当地へ行って現地調査をしてまいりました。まずは\_\_\_\_\_のトンネルの手前の右側のほうですが、どなたが見ても、宅地でございます、当の住んでいたお方も生まれたころから宅地だというような状況で

ございまして、そこを買おうとなされておる方は農業がしたいということで、愛知県から当八知のほうへ来られたお方でございます。先ほど5条申請されまして、何ら問題ではないではないかと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会承認・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 9ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による変更承認申請について（農業委員会承認・所有権移転）でございます。

番号1、地区 高岡、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 一志町田尻ノラ田\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積798㎡。

これにつきましては、譲受人は申請地において店舗を建設しようとして昨年12月農地転用申請を行い、平成24年12月17日付で許可されました案件でございますが、その後、店舗出店予定者の計画が取りやめとなり、新たな事業計画として建売分譲住宅建設に変更となったため、今回、改めて許可の変更承認を申請するものでございます。

以上、件数は1件で798㎡、その内容は田でございます。

当該案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がございましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。はい、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この件につきましては事務局の説明があった通りですが、2カ月ほど前に、今の話があり、店舗用地としていたんですが、分譲住宅に変えるので、また申請書を出すのでひとつよろしくお伺いしたいというふうな話でした。以上でございます。よろしくお伺いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方、何かご意見ありましたら。これ、やっぱり入らなかったんですか。

田中委員 そうですね。結局、計画をしていたんですが、その計画どおりうまくいかなかったもので、変更するというので、私のほうへ話はありました。



議 長 皆さん、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については承認することを決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 買受適格証明願（競売）を議題といたします。事務局、説明願います。はい、お願いします。

事 務 局 10ページをお願いします。

議案第6号 買受適格証明願（競売）についてでございます。

番号1、地区 久居、競売対象農地 久居元町惣垣内\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積706㎡外1筆で、合計1,634㎡、願出人\_\_\_\_\_。

これにつきましては、営農耕作地の拡大を図ろうとする願出人が、\_\_\_\_\_が実施する農地の公売に参加するために必要な買受適格証明でございます。

以上、件数は1件で1,634㎡、その内容は田でございます。

当該案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。よろしくをお願いします。

稲葉委員 26番 稲葉と申します。2月14日に農業委員及び事務局で現地確認を行いました。場所は県道久居美杉線の\_\_\_\_\_から東へ300mぐらいの所です。申請人の\_\_\_\_\_は、地域の認定農業者でもあり、何も問題ありませんので、よろしくご承認ください。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第7号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局

11ページをお願いします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 栗葉、願出者\_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲初垣内\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積206㎡。

これにつきましては、申請地には願出者の夫の父が、昭和元年頃に住宅を建設、現在に至ってきたものでございます。

申請書類には20年以上の経過が判断できる固定資産税課税台帳記載事項証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により、建物もしくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当します。

番号2と番号3は関連いたしますことから一括ご説明を申し上げます。

番号2、地区 榊原、願出者\_\_\_\_\_、申請地 榊原町大広\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積548㎡外1筆で、合計882㎡。

番号3、地区 榊原、願出者\_\_\_\_\_、申請地 榊原町横造\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積171㎡外2筆で、合計1,257㎡。

これにつきましては、両申請地はともに昭和50年ごろから原野の状態で放置されてきたものでございますが、その後、平成4年から\_\_\_\_\_の一部として活用が図られ、現在に至ってきたものでございます。

申請書類には20年以上の経過が判断できる航空写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号4、地区 高岡、願出者\_\_\_\_\_、申請地 一志町田尻上ノ\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積423㎡。

これにつきましては、申請地は年度は不詳でございますが、長い間、管理がなされておらず、現況山林状態で管理し、現在に至ってきたものでございます。

これにつきましても、申請書類には20年以上の経過が判断できる航空写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上、件数は4件で2,708㎡、その内容は、田1,826㎡、畑882㎡でございます。以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木です。前項と同じ日に行ってまいりまして、下稲葉地区になります。そして、2号議案の2番で\_\_\_\_\_の土地を説明させてもらいましたところより、大体150mから200mぐらい下へ下ったところで県道沿いでございます。事務局説明どおりですので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。2番、3番とお願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。2月14日に農業委員及び事務局で現地確認を行いました  
が、事務局の説明の通りで、20年以上前から\_\_\_\_\_として利用されてお  
り、周囲も山林で、何の問題もありませんので、よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。4番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。2月4日に委員3名と事務局1名で現地を確認いたしま  
した。現地につきましては、\_\_\_\_\_の西側というところになるんですが、こ  
の場所につきましては、\_\_\_\_\_でした。もう既に山林といいますか、もう  
40年は経っておろうかというふうに感じております。内容については事務局  
の説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明ございましたが、皆さ  
ん方のご意見をお伺ひします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました  
議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することを決定し  
たいと思ひます。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第8号 農業経営基盤強化  
促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とし  
ます。事務局、説明願ひます。

事 務 局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集  
積計画の決定についてでございます。

1枚めくっていただいた集計表をごらんいただきたいと思ひます。

右下の合計欄に掲げてありますように、今月は、総合計で、69件、  
126,629㎡の集積がございました。その内容は、賃貸借と使用貸借でご  
ざいます。

地区別の状況を、一番下の合計欄でご説明申し上げます。

まず久居地区は、36件で53,811㎡、その内容は、田40,689㎡、  
畑13,122㎡でございます。

一志地区は、22件で39,324㎡、その内訳は、田38,995㎡、畑  
329㎡でございます。

白山地区は、7件で28,866㎡、その内訳は、田28,140㎡、畑  
726㎡でございます。

美杉地区は、4件で4,628㎡、その内容は、田2,680㎡、畑  
1,948㎡でございます。

以上、合計で田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて110,504㎡で、  
畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて16,125㎡、総合計が69件で

126, 629㎡となっております。

また、認定農業者への集積状況は28件で、89, 265㎡となっており、その件数内訳は、久居地区が14件、一志地区が8件、白山地区が4件、美杉地区が2件となっております。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適切であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。

午後2時36分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

平成25年2月21日

議長

出席委員

出席委員